

ベビーシッター利用内容内訳表

記入例 1

(別表)

- 留意事項
①「明細書」
②「利用明細書」
③「領収書」
④「保育料」
⑤「交通費」
⑥「割引額」
⑦「保育料」

<明細書>

保護者名：子育 一郎

利用日	保育時間	児童名	シッター	要件証明	保育料	交通費	割引額
5/31	17:00 ~ 20:00	子育 花	島 豊子	あり	9000円	1100円	0円
6/7	12:00 ~ 15:45	子育 花	島 豊子	あり	11250円	1100円	4400円
6/7	17:00 ~ 20:00	子育 花	島 豊子	あり	9000円	1100円	0円
6/15	12:00 ~ 15:00	子育 花	池袋 南美	なし	9000円	900円	0円
6/21	21:00 ~ 24:30	子育 花	島 豊子	あり	16000円	1100円	1500円

し。
料金は助成
ます。
「要件証明

間を超えると

5/31の利用分は、5月分の「利用内容内訳表」として6月分とは分けて作成してください。5/31以外の申請希望利用日をすでに5月利用分として申請済みの場合、5/31利用分は助成対象外となります。同じ月の申請は1回のみのため、明細書が分かれている場合でも、同じ月の申請希望利用日は、まとめて申請してください。

充当できる割引を使用した場合は、割引内容、及び、割引が保育料に反映されません。利用時間を減算する場合は、実際に利用した時間用事業者発行の書類が必要です。行い、かつ保護者が契約において同意している場合(=共同保育料をきょうだい数で割り、算出した料金となります)

「保育料」の料金を記入してください。
「交通費」は助成対象外なので含めないでください。

令和	7	年	6	月分	児童名	花
利用明細書	☒ 添付あり	☐ 添付なし	(7/20 頃提出予定)			
領収書	☐ 添付あり	☒ 添付なし	(7/20 頃提出予定)			

原則、クーポンや割引券などを使用した場合の利用した「保育時間」の減算はできません。

本明細書と併せて利用内容のみご記入ください。

申請希望 利用日	22時～翌7時 の利用を含む 場合は○	利用時間帯 (24時間表示)		利用時間	共同 保育利用 (記入)	保育利用料 (クーポンなど割引前)
		開始時間	終了時間			
1 5/31 日		17 : 00	20 : 00	3 時間 0 分		9000 円
2 7 日		12 : 00	15 : 45	3 時間 45 分		11250 円
3 7 日		17 : 00	20 : 00	3 時間 0 分		9000 円
4 15 日		12 : 00	15 : 00	3 時間 0 分		9000 円
5 21 日	○	21 : 00	24 : 30	3 時間 30 分		16000 円
6 日				時間 分		円
7 日				時間 分		円
8 日				時間 分		円
9 日				時間 分		円
10 日				時間 分		円

要件証明書がないシッターによる保育のため、記入不要です。(記入されていた場合は、助成対象外として審査手続きをおこないます。)

上記の保育利用時間の合計を記入してください。

上記の保育利用料の合計を記入してください。

上記の合計利用時間のうち、
<7時～22時の利用時間>、
<22時～翌7時の利用時間>をそれぞれ
記入してください。

(※1か月の合計利用時間が1時間未満の場合は助成対象外です。)

合計利用時間	10	時間	15	分
7時～22時	7	時間	45	分
22時～翌7時	2	時間	30	分

(1)合計保育利用料

36250 円

(2)クーポンなど割引金額

5900 円

※記入欄が不足する場合は、コピーしてご利用ください。複数枚にわたる場合、右上に1/2、2/2のようにご記入の上、1枚目のみに1か月の合計時間、合計料金を記入してください。

以下、区使用欄(申請者記入不要)

助成時間・保育料の算出例

ひと月の割引料の合計を記入してください。

合計時間数(1時間未満切捨)	10	時間
7時～22時	7	時間
22時～翌7時	3	時間
保育利用料から割引金額を差し引いた助成対象保育利用料 (a)	30350	円
選定額(= (a)と(b)を比較して低い額)	28000	円

(助成上限額)

× 2,500 円 17500 円

× 3,500 円 10500 円

助成上限額(b) 28000 円

36250円(合計保育利用料) - 5900円(合計割引金額)

1時間に満たない利用時間が、日中(7時～22時)で45分、夜間(22時～翌7時)で30分あり、その合計が1時間を超え、さらに夜間の利用が30分を超えているため、夜間利用に1時間分を計上